基本計画【前期】

基本政策４

いたわり、支えあい、
すべての市民が健康で
安心して暮らせる
心のかよったまちづくり

基本政策 4

いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり

若い世代の結婚希望がかなうまちづくりを進めるとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境、健康寿命の延伸、健康格差の縮小等、住民が主体的に取り組める健康づくりの環境が提供され、市民同士が支え合う保健・医療・福祉のネットワークが充実した自助、互助、共助、公助の取組がバランスよく展開するまちづくりを進めます。

（21）健康づくりの推進

（22）結婚支援と子育て支援の充実

（23）高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実

（24）障害者にやさしいまちづくりの推進

（25）地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実

（26）社会保障の充実

4－（21） 健康づくりの推進

〔現状と課題〕

○ 本市では健康長寿都市推進事業として、健康セミナーを中心とした講演会の開催や広報等での周知により、ライフステージ※1 に応じた健康づくりの普及啓発に取り組んでいます。

○ 市民の健康づくりは、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することが重要です。特に、肥満傾向にある子どもの増加が問題であることから、乳幼児期から学童期へと継続性を持たせた生活習慣の確立と小児生活習慣病の予防に取り組み、成人期から高齢期については、生活習慣病から健康障害を招くことで要介護状態に移行するリスクを減らすための取組を強化することが必要です。

○ 健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図るためには、生活習慣病の予防対策が重要であることから、特定健康診査※2 等の受診割合を増やし、特定保健指導※3 対象者や重症化予防対象者に対する保健指導を継続的に推進することが必要です。

○ 行政と市民の協働により地域の健康課題を解決するために、健康づくりリーダー連絡協議会及び食生活改善推進委員連絡協議会等が行う予防活動を支援することが必要です。

○ 感染症予防対策としては、様々な感染症の発生状況を捉えるとともに、予防対策の普及啓発や予防接種事業を推進することが求められています。また、関係機関と連携し新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生に備えることが必要です。

○ 医療供給体制の充実を図り、安心で良質な医療サービスを確保するためには、地域の診療所や病院、医師会などとの連携・支援が必要です。

●基本健康診査受診率

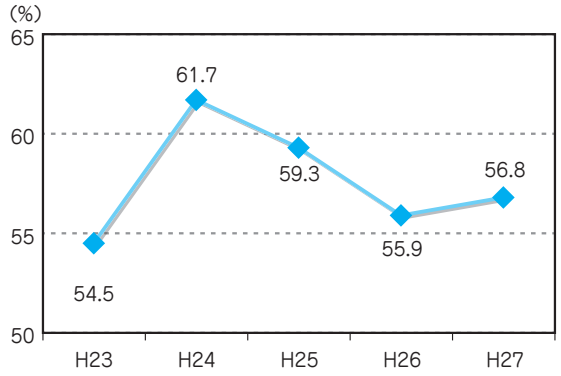

●肥満度20%以上の小学校児童・中学校生徒の割合

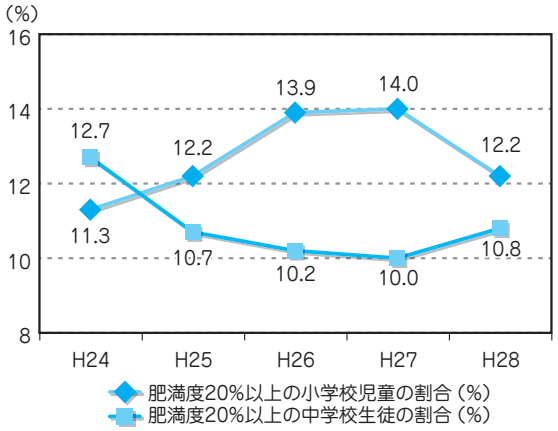

〔施策の方向〕

市民の健康寿命を延ばすため、生活習慣病の発症と重症化を予防し、市民・関係機関・行政が連携し健康づくりを推進します。

また、食育の推進、運動の習慣化、適度な休養と適正飲酒等、健康づくりを積極的に支援します。

さらに、感染症予防対策の啓発に努めるとともに、予防接種事業を推進します。

※1 ライフステージ／幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分した人生の各段階。

※2 特定健康診査／生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導を行うための健診。

※3 特定保健指導／特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を改善することによりその予防効果が期待できる人に対し、生活習慣を見直すために行う指導や情報提供。

〔施策の展開（基本事業の概要）〕

４－（21）－71．健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康診査の受診奨励により、各ライフステージに応じた健康づくりの推進に努めます。また、自治会等の地区組織と連携し、市民と協働の健康づくりを進めます。

４－（21）－72．予防対策の推進

生活習慣病予防の一環として、乳幼児から高齢者の健康診査の充実を図るとともに、重症化の予防に努めます。また、がん検診及び精密検査の受診率向上を図り、早期発見・早期対応に努めます。

４－（21）－73．感染症予防対策の推進

感染症予防対策の普及促進や予防接種事業の推進に努めるとともに、感染症発生時に対応する体制を整備します。

４－（21）－74．地域保健医療対策の推進

市民が身近なところで安心して良質な医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実に努めます。また、地域の診療所や病院、医師会等との連携体制の充実を図るとともに、近隣市町との連携により、広域的な救急体制の充実に努めます。

〔基本事業と具体的な取組〕

基本事業	具体的な取組（◎は重点テーマ）
71．健康づくりの推進	○ライフステージに応じた健康づくりの推進 ○健康診査の受診奨励 ◎市民との協働による健康づくりの推進
72．予防対策の推進	◎生活習慣病発症予防対策の充実 ◎生活習慣病の重症化予防の推進 ○ CKD（慢性腎臓病）の重症化予防の推進 ○生活習慣病からの介護予防対策の推進 ◎子どもの肥満・虫歯予防の推進 ◎がん予防・早期発見対策の推進 ◎がんの精密検査受診率の向上　○自殺予防対策の推進
73．感染症予防対策の推進	○感染症予防対策の啓発及び体制整備　◎予防接種の実施
74．地域保健医療対策の推進	○地域保健医療対策の充実　○広域的な救急医療体制の充実 ○地域の医師会等との連携体制の充実

〔施策の目標（指標）〕

指標名	基準年次（H27）	最終目標（H33）
基本健康診査受診率	56.8%	60.0%
介護保険第２号被保険者の認定率※４	0.5%	0.3%

〔部門別計画〕

計画名	計画期間
第２次健康おおたわら 21 計画	平成 25 年～平成 34 年
母子保健計画「愛あいプラン」	平成 29 年～平成 38 年
第２期特定健康診査等実施計画	平成 25 年～平成 29 年
保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 27 年～平成 29 年
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 26 年～

※４　介護保険第２号被保険者の認定率／ 40 歳以上 64 歳以下の方で、要支援（１～２段階）または要介護（１～５段階）の認定を受けた人の割合。

4－（22） 結婚支援と子育て支援の充実

〔現状と課題〕

○ 結婚する・しない、子どもを産む・産まないの自由など、結婚観は時代とともに変化し、夫婦、家族のあり方も様変わりしている現在、若い世代が自分の結婚観を見つめ直し、人生を創造する機会を設け、結婚問題に目を向ける働きかけを行うことが必要です。

○ 少子化・核家族化が進行する中で育ってきた世代が親となり、地域社会のつながりが希薄化している現在において、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、子育てに関する不安や孤立感を抱えている親に対する親子交流の場の提供と相談に対する支援体制の充実が求められています。

○ 子育て世帯への経済的支援の取組として、周産期医療や小児医療の対象者への支援を図るため、妊産婦医療費や不妊治療に対する助成をはじめ、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成等による支援、及び学校給食費の無料化による支援を行っています。

○ 保育環境の整備については、公立保育園の民営化と移設の際の定員増、小規模保育事業所の整備、幼稚園の認定こども園への移行による保育基盤の整備を進めてきましたが、核家族化の進行、女性の社会進出・社会参加の進展、ひとり親の増加等により、低年齢児の保育需要が増大しています。

○ 家族、就労形態の多様化等による留守家庭児童の増加により、子どもたちが安全で快適に過ごせる放課後の居場所を確保することがますます重要になっています。

○ 児童虐待の発生予防や早期発見及び適切な対応を図るため、関係機関との連携や地域社会への普及・啓発が必要です。また、養育支援を必要とする家庭を発見し、早期から適切な支援を行うことが必要です。

●就学前・保育園等通園児童数及び放課後児童クラブ利用児童数（小規模保育施設を除く）

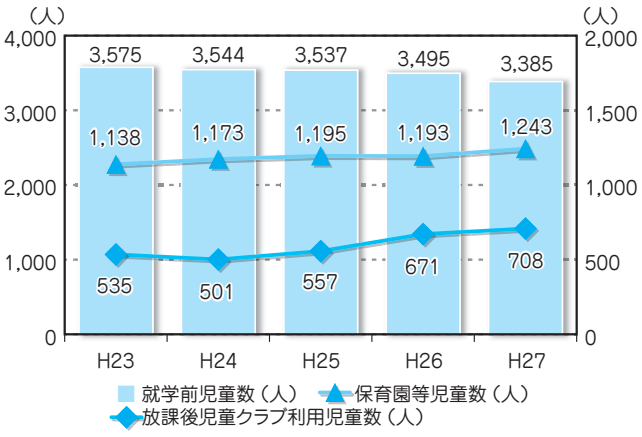

●必要と思う少子化対策（上位回答項目）

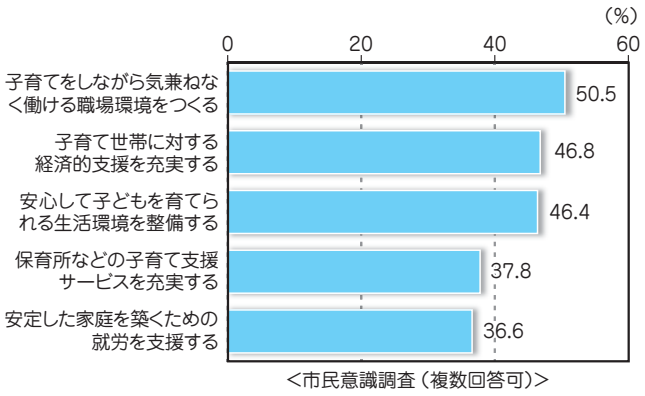

<市民意識調査（複数回答可）>

〔施策の方向〕

結婚・子育てを前向きにとらえる意識を醸成し、特に若い世代の結婚や出産の希望をかなえることができる環境づくりを推進します。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進し、周産期医療と小児医療の充実、児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。さらに、仕事と生活の調和の取れた社会環境を整えるためのワーク・ライフ・バランス※１を広く啓発するとともに、保育基盤の整備を推進し、健やかに子どもが育つ子育て環境づくりを推進します。

〔施策の展開（基本事業の概要）〕

４－（22）－75．若い世代への結婚支援

結婚に真剣に目を向ける働きかけを行うとともに、出会いの機会創出を支援し、出会いを仲介する人材を育成することで、市内における婚姻件数の増加を目指します。

４－（22）－76．地域における子育て支援の充実

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に向けた対策として、子育て世代包括支援センター及び子育て支援情報の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問等の支援に努めます。

４－（22）－77．子育てに関する経済的支援の充実

健康診査や予防接種等への各種助成や各種手当の充実を図るとともに、多子世帯への保育料軽減や学校給食費の無料化を継続するなど経済的支援に努めます。

４－（22）－78．安心して育児ができる環境づくり

幼児の健やかな成長のために保育環境や子育て施設を整備するとともに、幼児が安心して屋外活動のできる環境の整備と交通安全教育の推進に努めます。

４－（22）－79．仕事と子育ての両立支援

子育て家庭を支援するため、保育サービス事業の充実、放課後児童の安全・安心な居場所の確保に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発など子育てと仕事の両立支援に努めます。

４－（22）－80．要保護児童対策の充実

関係機関・地域との連携強化及び養育支援家庭訪問の充実により、児童虐待の予防・早期発見に努めます。

※１　ワーク・ライフ・バランス／仕事と生活の調和。仕事と仕事以外の子育てや親の介護、自己啓発、地域活動などの調和がとれている状態のこと。

〔基本事業と具体的な取組〕

基本事業	具体的な取組（◎は重点テーマ）
75. 若い世代への結婚支援	◎出会いの機会創出への支援 ◎出会いを仲介する人材の育成と支援 ○結婚祝金による婚姻の奨励
76. 地域における子育て支援の充実	◎子育て世代包括支援センターの充実 ◎乳児家庭全戸訪問の充実　◎子育て支援情報の充実 ◎子育て支援センターの充実　○地域子育てサービスの充実 ○子育てに関する意識啓発　◎予防接種の推進 ○子育て世代への食育※2の推進　◎思春期保健対策の充実 ○小児医療体制の充実
77. 子育てに関する経済的支援の充実	◎多子世帯への保育料軽減（幼稚園含む） ◎学校給食費の無料化による支援 ◎私立幼稚園就園奨励費等補助制度 ○各種健康診査、予防接種等の助成 ◎こども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費助成の充実 ◎不妊治療・不育症治療への助成
78. 安心して育児ができる環境づくり	◎保育環境の整備　◎子育てのための施設充実 ○犯罪防止策の推進　○交通安全教育の推進 ○安心して外出できる環境の施設整備
79. 仕事と子育ての両立支援	◎保育サービス事業の充実 ○放課後児童の安全・安心な居場所の確保 ○父親の育児参加への推進 ○育児休業制度の周知、推進 ○再雇用制度の周知、推進
80. 要保護児童対策の充実	◎児童虐待の予防・早期発見の推進　○関係機関の連携強化 ◎養育支援家庭訪問の充実　◎ひとり親家庭への支援

〔施策の目標（指標）〕

指標名	基準年次（H27）	最終目標（H33）
婚活マスターによる婚姻件数（直近５ヶ年の累計）	0 件	20 件
ファミリーサポートセンター利用件数	515 件／年	550 件／年
病児保育実施施設数	0 施設	1 施設
乳児家庭全戸訪問実施率	96%	98%
認定こども園数	1 施設	6 施設
学童保育館登録者数	735 人	1,000 人
児童虐待対応の研修受講者数（累計）	38 人	180 人

〔部門別計画〕

計画名	計画期間
特定事業主行動計画（育児応援計画）	平成 27 年～平成 31 年
母子保健計画「愛あいプラン」	平成 29 年～平成 38 年
子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年～平成 31 年

※２　食育／様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を行うことができる人間を育てること。

「愛あいプラン」の基本的な考え方

○ 基本理念

「みどり豊かな自然の中で、安心して妊娠・出産・子育てできるまち　おおたわら」

○ 前計画の達成状況と「愛あいプラン（第４次）」に向けた課題

平成 24 年度から 28 年度までの「愛あいプラン（第３次）」の課題を評価することにより、今後 10 年間を見据えた母子保健の主要な取り組み課題を抽出しました。

基盤課題は、妊娠・出産・子育て、子どもの成長等、ライフステージにおいて、基本的で重要な支援や地域づくりの基盤を示しています。さらに２つの重点課題は、本市が特に重点を置く母子保健課題を示しています。

【基盤課題Ａ　妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援】

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援する

1．妊娠期から出産まで　　2．乳幼児期　　3．健康づくりの推進

【基盤課題Ｂ　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策】

子どもが主体的に取り組む健康づくりを支援し、次世代の健康を育む保健対策の充実を図る

1．思春期の心と体の健康づくり　　2．規則正しい生活習慣づくり

3．学童期の歯科保健

【基盤課題Ｃ　子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり】

妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりを推進する

【重点課題①　妊娠期からの児童虐待予防への取り組み】

親子の愛着を育むことで、子どもの虐待を予防する

【重点課題②　「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援】

親や子どもの多様性を尊重し、育てにくさを感じる親を支援する

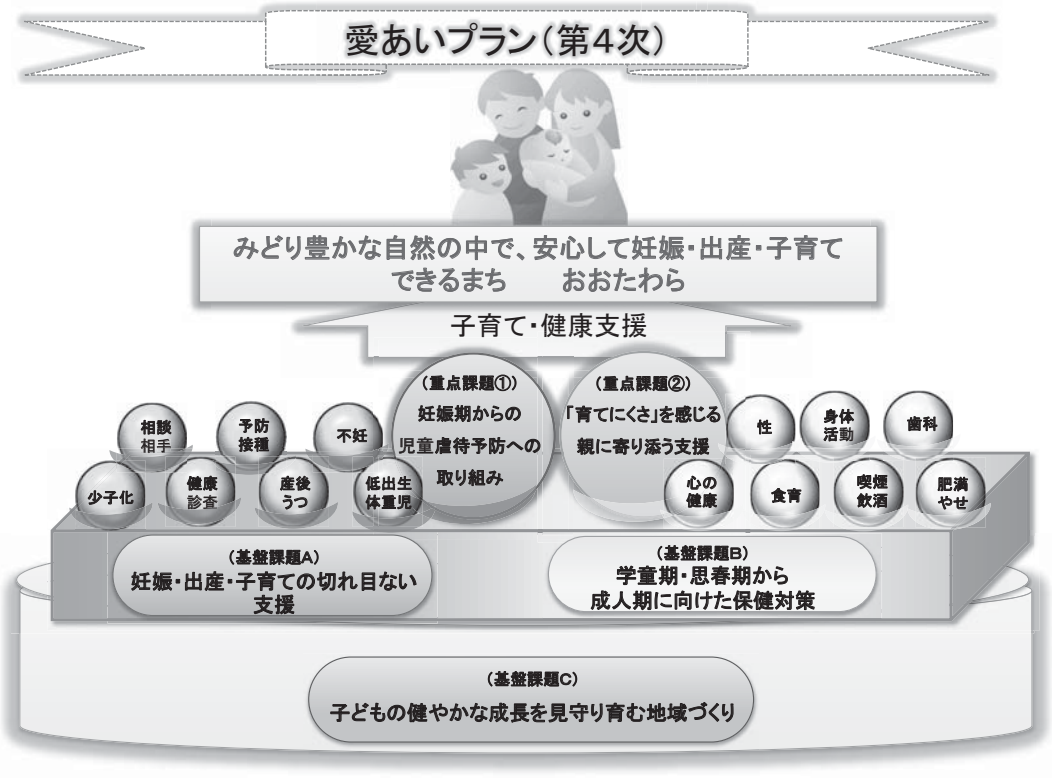

4－（23） 高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実

〔現状と課題〕

○ 団塊の世代が 75 歳を迎え後期高齢者になる 2025 年（平成 37 年）には、約３人に１人が高齢者となり、さらにひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されることから、高齢者を地域が支え合い、高齢期を安心して過ごすことができる社会づくりが求められています。

○ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実が求められています。

○ 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させる「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施により、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援が求められています。

○ 認知症対策については、認知症についての正しい理解を促進するとともに、認知症高齢者に対してやさしい地域づくりが求められています。

○ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療・介護サービスを一体的に提供することが必要です。

○ 高齢者の社会参加については、多様なライフスタイルやニーズに応じ、介護予防拠点施設等を活用しながら様々な社会参加の機会を確保し、普及・啓発を行うことが必要です。

○ 介護保険制度を維持し持続的に運営するためには、高齢者が介護保険の問題を自らの問題として認識し、自主的に介護予防に取り組むための支援が必要です。

○ 介護サービスの充実と質の向上のために、事業所実地指導の充実、介護サービス事業者連絡協議会の研修会等事業への支援が必要です。

○ 年齢を重ねても、生涯現役として暮らせるよう「生涯活躍のまち」を目指す取組が始まろうとしています。

●高齢者人口と高齢化率

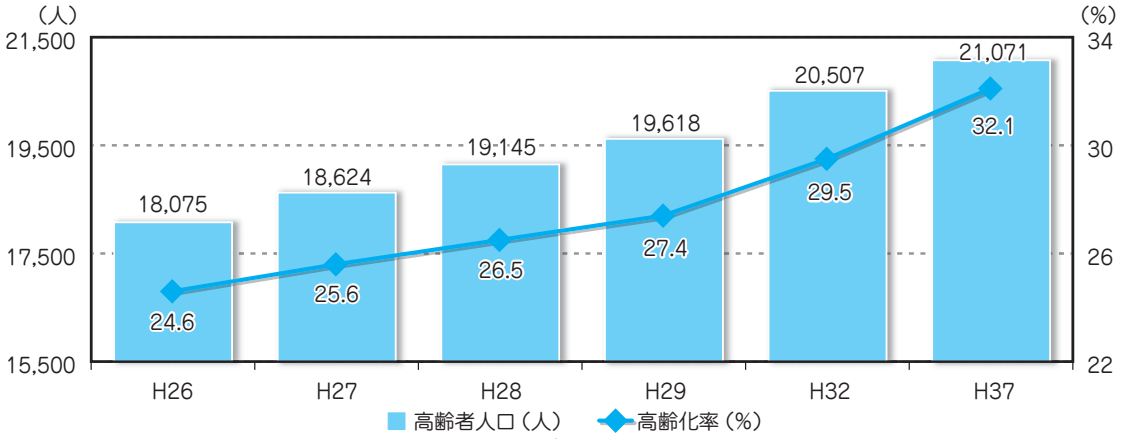

資料：「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（あんしんプラン）」

〔施策の方向〕

心豊かな健康長寿社会の実現のため、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいと誇りを持ち自立した生活を送ることができるよう、自助・互助・共助を基に、地域において高齢者を支え合う体制づくりを推進するとともに、公助として福祉環境の基盤整備に取り組みます。

また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が確保される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

〔施策の展開（基本事業の概要）〕

４－（23）－ 81. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。

４－（23）－ 82. 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

就業機会の拡大や社会活動への参加などを促進し、高齢者の社会参加を支援します。また、高齢者の健康寿命を延ばすための支援を推進します。

４－（23）－ 83. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安全で安心して生活することができるよう、住環境・交通環境の整備に努めます。また高齢者の虐待防止と早期発見など権利の擁護に努めます。

４－（23）－ 84. 介護保険の適正運営

適正な事業所指定及び指導・監督の充実を図り、介護給付の適正化を推進します。また、中長期的な視点に立ち被保険者の負担が過重にならない、負担能力に応じた介護保険料の設定に努めるとともに、介護保険制度の市民への啓発に努めます。

４－（23）－ 85. 生涯活躍のまちづくりの推進

市民が、趣味やボランティアを活かした「地域活動プログラム」に参加することにより、高齢になっても元気でいきいきと生活できる「生涯活躍のまちづくり」を推進することで、高齢者福祉と健康づくりに向けた施策の充実を図るとともに、市外からの元気な高齢者の移住も促進します。

〔基本事業と具体的な取組〕

基本事業	具体的な取組（◎は重点テーマ）
81. 地域包括ケアシステムの構築	○介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○認知症総合支援事業の推進　◎安心生活見守り事業の推進 ○高齢者福祉サービスの充実 ○在宅医療（在宅看取りを含む）・介護連携の推進
82. 高齢者の健康と生きがいづくりの推進	◎社会活動への参加促進　◎介護支援ボランティアポイント制度の推進 ◎シルバー人材センターへの支援 ○就業機会の拡大への支援　○一般介護予防事業の充実
83. 高齢者にやさしいまちづくりの推進	○自立支援や介護予防の理念・意識の共有 ◎高齢者にやさしい住環境の整備促進　○高齢者福祉意識の高揚の推進 ○高齢者福祉を支える人材の育成　○高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
84. 介護保険の適正運営	○事業所指定及び指導・監督の充実　○介護給付適正化事業の推進 ○介護保険料の適正な算定　○介護保険制度の市民への啓発
85. 生涯活躍のまちづくりの推進	◎大田原市生涯活躍のまち構想の推進　○健康づくりと高齢者福祉の連携

〔施策の目標（指標）〕

指標名	基準年次（H27）	最終目標（H33）
安心生活見守り事業隊員数（累計）	2,450 人	2,700 人
安心生活見守り事業における見守り活動件数	106,114 件／年	116,700 件／年
介護支援ボランティアポイント制度（与一いきいきメイト）登録者数（累計）	0 人	120 人
認知症サポーター数（累計）	7,153 人	7,800 人
シルバー人材センター会員数（累計）	325 人	432 人

〔部門別計画〕

計画名	計画期間
第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 26 年～平成 30 年
高齢者福祉計画・介護保険事業計画（あんしんプラン）	平成 27 年～平成 29 年

4－（24） 障害者にやさしいまちづくりの推進

〔現状と課題〕

○ 障害者の相談支援事業については現在、那須地区で広域的に実施していますが、より身近な市町単位での相談体制の整備を進めています。

○ 保健や医療、介護、まちづくりなどが連携して、障害者が地域の中で安心して、自立した生活を送れるよう環境整備を進めることが必要です。

○ 身体障害者手帳所持者が年々増加している中、障害者への医療費の負担軽減を図るため、重度心身障害者医療費助成により医療費の一部を助成するなど、保健の向上、福祉の増進に向けた取組を進めています。

○ 地域自立支援協議会を中心として取り組む、市内の障害者福祉に係るネットワークづくりや、情報発信については十分とはいえない状況です。今後は、地域自立支援協議会の活動の充実を図り、障害者が地域の一員として社会活動に参加できる場を提供することが必要です。

○ 意思疎通に支援が必要な、視覚、聴覚、言語及び知的障害者等に対しては、より容易に情報を取得できる方策を講じることが必要です。

●障害者相談支援事業相談件数

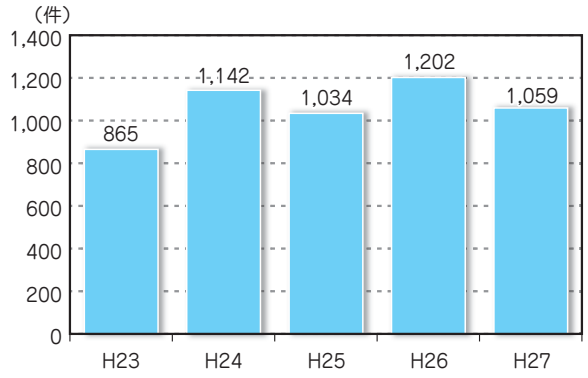

●就労支援利用者数

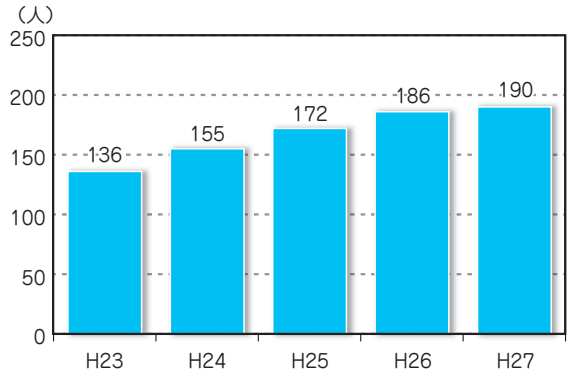

〔施策の方向〕

障害者に対する正しい理解と認識を深め、安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、障害に配慮した情報の提供と相談体制の仕組みを整え、利用者本位のサービスの提供と就労支援強化を図ります。

〔施策の展開（基本事業の概要）〕

4－（24）－86. 相談支援と情報提供の充実

障害者やその家族が身近な地域で必要な相談が受けられるよう支援体制の充実を図るため、「地域自立支援協議会」の活動の充実や情報発信の強化に努めます。また、権利擁護制度及び成年後見制度の周知に努めます。

4－（24）－87. 障害者福祉サービスの充実

障害福祉サービスや地域生活支援事業などの周知を図ります。また、事業所間のネットワークの構築により情報の共有化を図り、サービスの質の向上に努めます。

4－（24）－88. 障害者の保健・医療体制の充実

関係機関の連携による相談支援体制の充実を図るとともに、専門機関への迅速な情報提供体制を構築します。

4－（24）－89．障害者の社会参加の推進
障害者一人ひとりに適した一般就労、福祉的就労への支援を行うとともに、雇用機会の拡大に取り組みます。また、障害のある人とない人の意思疎通を支援するための人材育成を図ります。
4－（24）－90．障害者にやさしいまちづくりの促進
障害のある人とない人の相互理解を深めるため、学校・地域での福祉体験・福祉教育を行うなど、共生社会の形成に向けた障害者福祉に関する周知・啓発活動を促進します。また、公共施設等のバリアフリー※1化を推進します。

〔基本事業と具体的な取組〕

基本事業	具体的な取組（◎は重点テーマ）
86．相談支援と情報提供の充実	◎各種相談支援の充実 ○情報提供の充実 ○権利擁護・成年後見制度の普及啓発
87．障害者福祉サービスの充実	○介護・訓練給付等の充実 ◎日常生活を支える基盤の確保 ○補装具等給付の充実 ○地域生活支援事業の推進
88．障害者の保健・医療体制の充実	○自立支援医療給付の促進 ○重度心身障害者医療費助成の充実 ○療育体制の充実 ○障害の予防・早期発見の推進
89．障害者の社会参加の推進	◎地域移行・社会参加の推進 ◎自立訓練等の推進 ○就労支援の推進 ○地域住民との交流の促進 ○コミュニケーション支援の充実
90．障害者にやさしいまちづくりの促進	○障害及び障害者に対する正しい理解の促進 ◎公共施設等バリアフリー化の推進 ○安心して外出できる交通環境の整備 ○障害者福祉を支える人材の育成 ○障害者のための防災・防犯対策の充実

〔施策の目標（指標）〕

指標名	基準年次（H27）	最終目標（H33）
障害者相談支援事業相談件数	1,059 件／年	1,100 件／年
居宅介護利用者数	92 人／年	100 人／年
共同生活援助利用者数	86 人／年	95 人／年
自立訓練利用者数	26 人／年	30 人／年
就労支援利用者数	190 人／年	200 人／年
放課後デイサービス利用者数	85 人／年	100 人／年
障害者就労施設等からの優先調達実績	926,318 円	1,200,000 円

〔部門別計画〕

計画名	計画期間
障害者福祉計画・障害者福祉プラン	平成 26 年～平成 30 年
自立支援プラン	平成 27 年～平成 29 年

※１　バリアフリー／高齢者や障害者が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供等において生じる様々な障壁を含め、それらを取り除くことをいう。

4－（25）　地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実

〔現状と課題〕

○　「大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げる「おたがいを　おもいやり　たのしく　わらってくらせるまち　大田原」を目指し、平成 26 年度に市内全地区の体制が整った「安心生活見守り事業」を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちおおたわら」を目指しています。

○　社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会連合会、福祉委員、大田原市ボランティア連絡協議会、事業者などと連絡・協調し、福祉サービスの向上を図ることが必要です。

○　国際医療福祉大学等関係機関との連携強化などにより、福祉サービスを適切に提供するために必要な福祉人材（ボランティア）の確保が求められています。

○　市民一人ひとりが、犯罪や事故、災害に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、地域住民・事業所・企業・行政の協働による地域活動を推進することが必要です。また、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もそれぞれの能力を活かし、自らの意志で社会参加し、住み慣れた地域で安全で安心な日常生活を送れる環境づくりを推進することが必要です。

○　年齢や障害の有無に関わらず、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、横断的かつ包括的な相談・支援体制の整備と、福祉サービスの適正な提供に努めることが必要です。

○　生活困窮者に対する相談・就労支援を実施していますが、今後は自立に繋げるため更にきめ細やかな対応を図るなど、支援体制の充実が求められています。

●民生・児童委員、主任児童委員相談件数

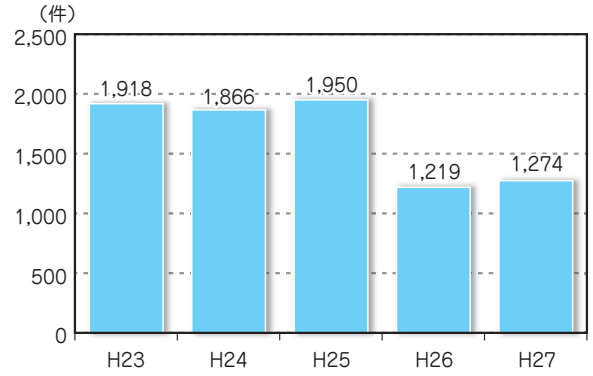

●社会福祉協議会登録ボランティア団体数

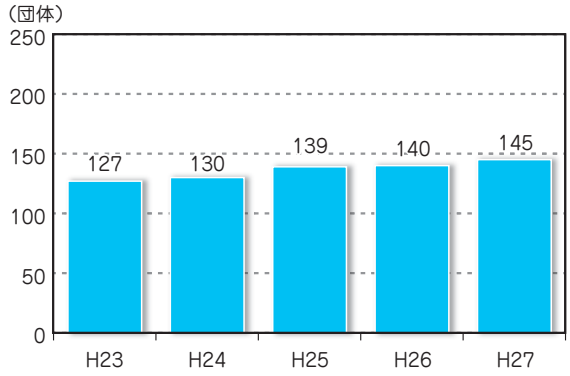

〔施策の方向〕

だれもが安心して暮らせる地域づくりに向け、地域ボランティアや NPO 等の主体的な活動を推進し、各種団体との連携及び基盤強化を図ります。

また、地域と学校との連携による福祉活動への理解と市民参加を推進します。

さらに、生活困窮者への早期の支援が求められる中、生活保護に至る前の生活困窮者への相談、自立支援に努めます。

〔施策の展開（基本事業の概要）〕

４－（25）－91．地域福祉活動推進体制の整備

だれもが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、だれもが必要な福祉サービスを受けられるまちづくりを推進します。また、社会福祉協議会と連携し、情報発信の強化を図るとともに、地域での身近な相談支援事業を推進します。

４－（25）－92．地域福祉ネットワークの整備

地域に密着した福祉サービスを提供するため、関係機関との連携を強化し相談支援体制の強化を図ることで、専門機関への迅速な情報提供体制づくりを推進します。さらに、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、市内全域での安心生活見守り事業を推進します。

４－（25）－93．バリアフリー※1のまちづくり

公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、情報提供のバリアフリー化の推進を図ります。

４－（25）－94．生活困窮者への支援の充実

生活保護に至る前の生活困窮者への相談、自立・就労支援の充実に努めます。

〔基本事業と具体的な取組〕

基本事業	具体的な取組（◎は重点テーマ）
91．地域福祉活動推進体制の整備	◎総合的な福祉サービスの提供　○社会福祉協議会との連携 ○地域福祉活動拠点の確保　○相談体制と情報提供の充実
92．地域福祉ネットワークの整備	○保健・医療・福祉の連携強化 ◎福祉ボランティア等の人材育成と活動支援 ○地区社会福祉協議会等の活動推進
93．バリアフリーのまちづくり	○福祉意識の啓発　◎公共施設等バリアフリー化の推進 ○権利擁護制度※2の充実　○情報提供のバリアフリー化の推進
94．生活困窮者への支援の充実	◎生活困窮者への相談支援の充実 ○生活困窮者への自立・就労支援の充実 ○生活困窮者への調査・点検の強化 ○生活困窮者への生活環境の整備

〔施策の目標（指標）〕

指標名	基準年次（H27）	最終目標（H33）
民生・児童委員、主任児童委員相談件数※	1,274 件／年	1,400 件／年
社会福祉協議会登録ボランティア団体数	145 団体	155 団体
生活困窮者支援相談受付件数※	86 件／年	100 件／年

※相談件数を増やすことが目標ではなく、必要とする人に希望するサービスを提供できる体制を目指すための指標。

〔部門別計画〕

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 26 年～平成 30 年

※１　バリアフリー／高齢者や障害者が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供等において生じる様々な障壁を含め、それらを取り除くことをいう。

※２　権利擁護制度／認知症高齢者など判断能力が十分でない方を対象として、日常的な金銭管理や重要書類の保管などを行う制度。

4－（26） 社会保障の充実

〔現状と課題〕

○ 国民健康保険は、国民皆保険制度の理念に基づき、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献していますが、被保険者の年齢構成や所得の差異による構造的問題を抱え、財政運営は困難な状態が続いています。このため、平成 30 年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で事業運営を行うこととなるため、制度構築に向けた準備が必要です。

○ 特定健康診査※1 等の保健事業については、受診率向上を目指した事業を展開し、保健指導の充実を図ることで、生活習慣病の早期発見や重症化予防に努めています。

○ 後期高齢者医療制度では、今後も医療費の増加が見込まれることから、高齢者が安心できる医療保険制度とその財源のあり方について、地域住民の理解を求めることが必要です。

○ 国民年金については、特に若年層に年金に対する理解が進まず、国民年金の未加入・未納状態が増えていることや、急速に進む少子高齢化により、世代間で年金に対しての不平等感があり、相互に支え合うという理念が希薄化していることが課題となっています。

○ 生活保護については、保護が必要な困窮世帯に対して確実に保護を実施するとともに、世帯の状況に応じた支援により、自立助長を図ることが必要です。

●国民健康保険、国民年金の被保険者数

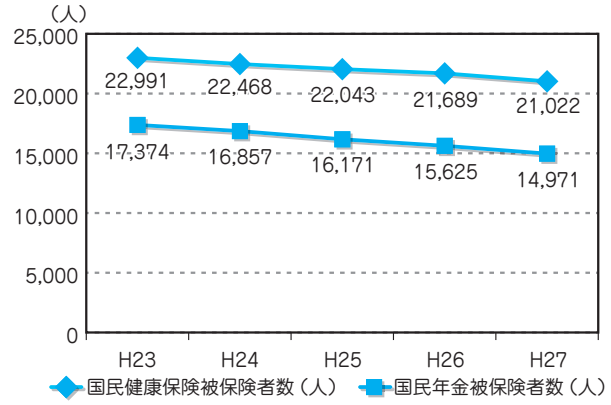

●国民健康保険税収納率【現年分】

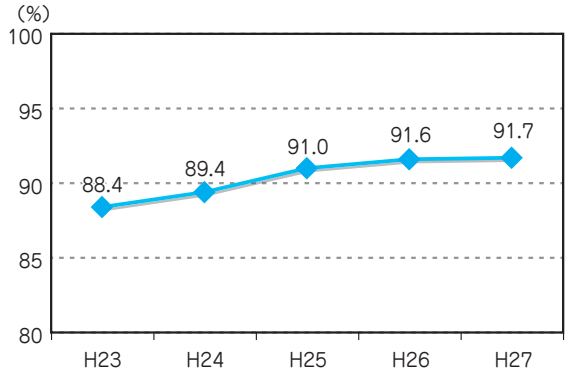

〔施策の方向〕

持続可能な医療保険制度を構築するため、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険制度の安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を推進するとともに、新制度への円滑な移行ができるよう、周知、広報を継続します。

また、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の周知を図るとともに、生活保護受給世帯の支援と自立助長を図ります。

※1 特定健康診査／生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導を行うための健診。

〔施策の展開（基本事業の概要）〕

４－（26）－ 95. 国民健康保険事業の適正運営

特定健康診査・特定保健指導※２の受診率向上を目指した事業を展開することにより、被保険者の健康保持増進に努め、医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の見直しを含め、被保険者が安心して医療を受けることができる健全な国民健康保険の運営を目指します。

４－（26）－ 96. 後期高齢者医療制度の啓発

後期高齢者医療制度への理解の向上を図るため、周知・広報活動や相談体制の充実を図ります。

４－（26）－ 97. 国民年金制度の啓発

国民年金制度への理解の向上を図るため、周知・広報活動や相談体制の充実を図ります。

４－（26）－ 98. 生活保護制度の適正実施

就労自立促進事業を活用し、生活保護受給者の経済的自立に向けた就労相談支援の充実を図ります。また、ケースワーカーによる細やかな相談支援により、生活保護受給者の自立助長を図ります。

〔基本事業と具体的な取組〕

基本事業	具体的な取組（◎は重点テーマ）
95. 国民健康保険事業の適正運営	○国民健康保険の健全運営 ◎特定健康診査・特定保健指導の実施率向上 ○適正な医療の確保 ○国民健康保険制度の市民への啓発 ○国民健康保険税滞納対策の推進
96. 後期高齢者医療制度の啓発	◎後期高齢者医療制度の市民への啓発
97. 国民年金制度の啓発	◎国民年金の相談業務の充実 ○国民年金制度の市民への広報 ○国民年金適用対策の推進
98. 生活保護制度の適正実施	○生活保護世帯への就労支援の充実 ◎生活保護世帯への相談支援の充実

〔施策の目標（指標）〕

指標名	基準年次（H27）	最終目標（H33）
特定健康診査の実施率	50.3%（速報値）	60.0%
特定保健指導の実施率	35.6%（速報値）	60.0%
就労支援により就職した生活保護受給者数	37 人／年	45 人／年

〔部門別計画〕

計画名	計画期間
第２期特定健康診査等実施計画	平成 25 年～平成 29 年
保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 27 年～平成 29 年

※２　特定保健指導／特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を改善することによりその予防効果が期待できる人に対し、生活習慣を見直すために行う指導や情報提供。